

第 21 号議案

都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づく計画提案に係る規模を定める条例の件

都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づく計画提案に係る規模を定める条例を次のように制定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づく計画提案に係る規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定めるものとする。

(計画提案に係る規模)

第2条 前条の規模は、0.1ヘクタールとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

都市計画の決定又は変更の提案をすることができる一団の土地の区域の規模を別に定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。

(参 考)

都市計画法 ぬきがき

(都市計画の決定等の提案)

第21条の2 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項及び第75条の9第1項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2、3 [略]

都市計画法施行令 ぬきがき

(法第21条の2第1項の政令で定める規模)

第15条 法第21条の2第1項の政令で定める規模は、0.5ヘクタールとする。ただし、当該都市計画区域又は準都市計画区域において一体として行われる整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案して、特に必要があると認められるときは、都道府県又は市町村は、条例で、区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満の範囲内で、それぞれ当該都道府県又は市町村に対する計画提案に係る規模を別に定めることができる。